

事務連絡
令和2年5月7日

各都道府県バス協会
専務理事 様

公益社団法人日本バス協会
総務部

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更を受けた
所管事業者等に対する周知等について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省自動車局より、第33回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「基本的対処方針」の変更を受け（別添1・2）、第12回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、外出自粛・広域移動の回避、接触機会の低減、事業者・関係団体における感染防止のガイドラインの作成、公共交通の機能の維持等について、大臣より指示があった旨の事務連絡がありました。

つきましては、各地方協会におかれましては、変更された「基本的対処方針」等について、会員事業者に対し、周知をしていただくとともに、大臣指示を踏まえ、必要な対応を行っていただきますようお願いいたします。

なお、ガイドラインの作成に関しては、近日中にガイドラインのひな型が内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室より展開される予定と聞いておりますので、情報を入手次第、情報提供をさせていただきます。

以上